

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年12月20日

鹿児島県知事 塩田康一



漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者 の資格
きびなご流網 漁業	操業区域の14	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	10隻	出水市の旧長島町の区域 に住所又は事業場を有す る者
きびなご流網 漁業	操業区域の15	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	16隻	定めなし
きびなご流網 漁業	操業区域の16	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
きびなご流網 漁業	操業区域の17	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	44隻	定めなし
きびなご流網 漁業	操業区域の18	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	9隻	南さつま市笠沙町片浦の 区域に住所または事業場 を有する者
きびなご流網 漁業	操業区域の19	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	南さつま市坊津町秋目の 区域に住所または事業場 を有する者
きびなご流網 漁業	操業区域の20	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	3隻	南さつま市坊津町久志の 区域に住所または事業場 を有する者
きびなご流網 漁業	操業区域の21	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	13隻	南さつま市坊津町坊泊の 区域に住所または事業場 を有する者
きびなご流網 漁業	操業区域の22	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	5隻	枕崎市の区域に住所また は事業場を有する者
きびなご流網 漁業	操業区域の23	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	指宿市の旧山川町の区域 に住所または事業場を有 する者
きびなご流網 漁業	操業区域の24	1月1日から12 月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	肝属郡南大隅町の区域に 住所または事業場を有す る者

申請すべき期間

きすまわしし網漁業
きびなご流網漁業

令和3年12月20日（月）から令和4年1月19日（水）まで
令和4年1月11日（火）から同年2月10日（木）まで

(別表) 操業区域 (刺し網漁業)

番号	操業区域
1	北さつま漁業協同組合 (旧出水市漁協協同組合に限る) 共同漁業権区域
2	北さつま漁業協同組合 (旧黒之浜漁協協同組合に限る) 共同漁業権区域
3	川内市漁業協同組合共同漁業権区域
4	江口漁業協同組合共同漁業権区域
5	吹上町漁業協同組合共同漁業権区域
6	加世田漁業協同組合共同漁業権区域
7	笠沙町漁業協同組合共同漁業権区域のうち大浦干拓地沖合
8	指宿漁業協同組合 (旧指宿市漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域
9	指宿漁業協同組合 (旧指宿市岩本漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域
10	垂水市漁業協同組合共同漁業権区域
11	鹿屋市漁業協同組合共同漁業権区域 但し、船間町沖合消波施設周辺50メートルの区域を除く
12	東串良漁業協同組合共同漁業権区域及びその沖合
13	志布志漁業協同組合共同漁業権区域
14	北さつま漁業協同組合 (旧長島町漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合。ただし、6月1日から7月31日までは共同漁業権外のみ、9月1日から翌2月末日までは共同漁業権内のみの操業とする。
15	甑島周辺及び薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る) 以北の北薩海域
16	薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る) 沖合
17	甑島周辺海域
18	南さつま漁業協同組合 (旧野間池漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
19	南さつま漁業協同組合 (旧秋目漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
20	南さつま漁業協同組合 (旧久志漁業協同組合に限る) 共同漁業権区域及びその沖合
21	坊泊漁業協同組合共同漁業権区域
22	枕崎市漁業協同組合共同漁業権区域
23	山川町漁業協同組合共同漁業権区域 (鹿共第34号に限る)
24	ねじめ漁業協同組合共同漁業権区域